嘉手納町ネーミングライツ事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この訓令は、町が所有する施設又は町の実施するイベント（以下「施設等」という。）に対し、愛称を命名する権利を事業者等に付与することにより、町の新たな財源を確保し、施設等の魅力の向上及び持続可能な運営を行うために実施するネーミングライツ事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　事業者　法人及びその他の団体をいう。

（２）　ネーミングライツ　施設等に愛称を命名する権利をいう。

（３）　ネーミングライツパートナー　ネーミングライツを付与された事業者をいう。

（４）　愛称　ネーミングライツパートナーが命名した名称をいう。

（５）　ネーミングライツ料　ネーミングライツパートナーから得るネーミングライツの対価をいう。

（基本原則）

第３条　ネーミングライツ事業は、施設等の本来の目的に支障を生じさせない方法により実施するとともに、対象となる施設等の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び公平性を損なわないように実施しなければならない。

２　条例等に定める施設等の名称については、変更しないものとする。

３　ネーミングライツに基づき愛称が命名されたときは、町は、愛称を積極的に使用するものとする。ただし、必要に応じて、愛称ではなく条例等に定める施設等の名称を使用することができる。

４　ネーミングライツ料は、原則として当該施設等の管理運営経費又は事業費に充てるものとする。

（対象となる施設等）

第４条　ネーミングライツ事業の対象となる施設等は、町民生活に混乱や誤解を招くおそれがあるなど、愛称を付すことが適当でないと町長が認めるものを除いた全ての施設等とする。

２　町長は、ネーミングライツ事業の対象として選定しようとする施設が指定管理者制度導入施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項に規定する指定管理者が管理を行っている施設又は管理を行うこととしている施設をいう。以下同じ。）である場合は、あらかじめ指定管理者と協議するものとする。

（施設特定型事業）

第５条　ネーミングライツ事業は、町が選定した施設等ごとに、第７条から第10条までに規定する事項のほか募集に際し必要となる事項を募集要項で定めて、公募により実施するものとする。

２　ネーミングライツパートナー及び愛称の選定は、嘉手納町ネーミングライツ審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査を経て行うものとする。

（提案募集型事業）

第６条　前条に定めるもののほか、ネーミングライツ事業を実施する施設等を特定することなく、事業者からネーミングライツ事業に係る提案（既にネーミングライツ事業を実施している施設等に係るものを除く。）を受け付けることができる。

２　前項の提案があった場合において、審査委員会の審査を経た上でその提案が適当であると認めるときは、当該提案をした事業者をネーミングライツパートナーにしたネーミングライツ事業を実施することができる。

３　前項に規定する審査を経た上で、公募によりネーミングライツ事業を実施することが適当であると認めるときは、前条の規定によりネーミングライツ事業を実施するものとする。

（ネーミングライツ料の算定基準）

第７条　町長は、施設特定型においてネーミングライツ料を算定する場合は、他の自治体が実施する類似施設等の事例、施設等の利用者数及びメディアへの露出状況等を勘案し、施設等ごとに決定するものとする。

２　前項に規定するネーミングライツ料の最低基準額を下回る額による応募の場合であっても、総合的に判断してネーミングライツパートナーとして選定することができる。

（契約期間）

第８条　契約期間は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

（１）　町が所有する施設　原則として３年以上５年以下の期間とし、施設等の特性、運営形態等に応じて定めるものとする。ただし、指定管理者制度導入施設については、その指定期間を考慮し、ネーミングライツを付与する期間を町長が別に定めることができる。

（２）　町の実施するイベント　契約締結日から当該イベントが終了する日までの期間

（応募資格）

第９条　ネーミングライツ事業への応募資格を有する事業者は、次の各号のいずれにも該当しない事業者とする。

（１）　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業を営んでいる者

（２）　貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業を営んでいる者

（３）　たばこに係る業種の者

（４）　ギャンブルに係る業種の者

（５）　法律に定めのない医療類似行為を行う者

（６）　民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の申立てがなされている者

（７）　法令等に違反している者

（８）　嘉手納町工事等請負業者指名基準及び指名審査委員会に関する規程（平成３年嘉手納町規程第14号）第10条第１項第３号の規定による指名停止措置の期間中である者

（９）　公租公課を滞納している者

(10)　嘉手納町暴力団排除条例（平成23年嘉手納町条例第９号）第２条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(11)　指定管理者導入施設である場合は、指定管理者の事業目的と競合する者

(12)　前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認める者

（愛称の基準）

第10条　愛称は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

（１）　法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

（２）　公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

（３）　知的財産を侵害するもの又はそのおそれのあるもの

（４）　人権侵害、名誉棄損若しくは差別をするもの又はそのおそれのあるもの

（５）　政治性又は宗教性のあるもの

（６）　意見広告又は個人の宣伝に関するもの

（７）　誇大又は虚偽のおそれのあるもの

（８）　前各号に掲げるもののほか、施設等の愛称として適当でないと町長が認めるもの

（募集）

第11条　町長は、施設特定型のネーミングライツ事業の実施に当たっては、募集要項を作成し、町ホームページ等への掲載により広く募集するものとする。

２　前項の募集要項には、次の事項を記載するものとする。

（１）　対象施設の名称、所在地及び概要

（２）　ネーミングライツ料最低基準額

（３）　契約期間

（４）　募集方法及び募集期間

（５）　選定の方法

（６）　その他町長が必要と認める事項

（応募方法）

第12条　ネーミングライツ事業の施設特定型に応募しようとする事業者は、嘉手納町ネーミングライツ事業申込書（様式第１号）を、提案募集型に応募しようとする事業者は、嘉手納町ネーミングライツ事業提案書（様式第２号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

（１）　応募者の事業内容が分かるもの

（２）　登記事項証明書（現在事項証明書又は履歴事項証明書）

（３）　直近１事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書

（４）　直近１事業年度分の国税及び地方税を滞納していないことを証明する書類

（５）　その他町長が必要と認めるもの

（審査委員会）

第13条　ネーミングライツ事業に関して審査するため、審査委員会を設置する。

２　審査委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

３　委員長は、副町長を充て、審査委員会の会務を総理する。

４　委員は、次に掲げる職にある者を充てる。

（１）　総務課長

（２）　企画財政課長

（３）　都市建設課長

（４）　産業環境課長

（５）　教育総務課長

（６）　社会教育課長

（７）　当該審査に係る施設等を所管する課長

５　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

６　審査委員会の庶務は、施設等を所管する部署において処理する。

（会議）

第14条　審査委員会の会議は、ネーミングライツ事業への応募があったとき、又は必要に応じて委員長が招集する。

２　審査委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

３　審査委員会は、ネーミングライツ料、契約期間、愛称、経営状況の安定性、社会貢献、地域性等（以下「適格性等」という。）を総合的に評価することにより、ネーミングライツパートナーの可否及び契約の交渉を行う順位を決定し、その結果を町長に報告するものとする。この場合において、応募者が１事業者であっても、審査委員会は当該事業者の適格性等を審査するものとする。

４　委員長は、会議の運営上必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

５　審査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（決定及び通知）

第15条　町長は、前条第３項の規定による審査結果に基づき、施設特定型にあっては契約の交渉を行う順位を、提案募集型にあっては提案内容に対する採用の可否を決定したときは、嘉手納町ネーミングライツパートナー審査結果通知書（様式第３号）により事業者に通知するものとする。

２　町長は、施設特定型にあっては前項の順位が１位である事業者（以下、「優先交渉権者」という。）と、提案募集型にあっては提案内容を採用された事業者と契約に係る必要事項について協議を行うものとする。

３　町長は、優先交渉権者との協議が整わなかった場合は、第１項の順位が２位の事業者から順に協議を行うものとする。

（契約の締結）

第16条　町長は、前条第２項又は第３項の規定による協議を経てネーミングライツパートナー及び愛称を決定し、ネーミングライツ事業に関する契約を随意契約の方法により締結するものとする。

２　町長は、前項の規定により契約を締結したネーミングライツパートナーの名称、施設等の名称、ネーミングライツ料及びその他必要な事項を公表するものとする。

（ネーミングライツパートナーの責務）

第17条　ネーミングライツパートナーは、愛称に関する全ての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者へ不利益を与える行為、その他の不正な行為を行ってはならない。

２　第三者から、愛称に関して苦情の申し出、損害賠償の請求等がなされた場合は、ネーミングライツパートナーの責任及び負担において解決しなければならない。

３　ネーミングライツパートナーは、愛称を第三者に転貸し、使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は譲渡してはならない。

（ネーミングライツ料の納入）

第18条　ネーミングライツパートナーは、ネーミングライツ料を町の発行する納付書により、年度ごとに一括で納入しなければならない。ただし、町長が特に認めるときは、ネーミングライツパートナーと協議の上、支払方法、納入額、納入時期等を別に定めることができる。

（費用負担）

第19条　町長は、ネーミングライツ事業の実施に当たり、町ホームページへの愛称の掲載、町（対象となる施設が指定管理者制度導入施設である場合にあっては、指定管理者）が使用するパンフレットや広報紙等の作成に係る経費を負担し、その他の経費についてはネーミングライツパートナーが負担するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、町長とネーミングライツパートナーの協議により、費用負担区分を変更することができるものとする。

３　契約期間の満了又は契約の解除に伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツパートナーの負担とする。

（契約の解除）

第20条　ネーミングライツパートナーは、ネーミングライツ事業の継続が困難となったときは、あらかじめ嘉手納町ネーミングライツ事業契約解除申出書（様式第４号）により町長に契約の解除を申し出るものとする。

２　前項の規定により契約を解除した場合において、既に納入されたネーミングライツ料は、返還しない。ただし、ネーミングライツパートナーの責めに帰さない理由により契約を解除したときは、この限りでない。

３　町長は、第１項の規定により契約を解除するときは、嘉手納町ネーミングライツ事業（取消・解除）決定通知書（様式第５号）によりネーミングライツパートナーに通知するものとする。

（契約の取消し）

第21条　町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、ネーミングライツ事業に関する契約を取り消すことができる。

（1）　指定した期日までにネーミングライツ料の納入がないとき。

（2）　ネーミングライツパートナーが、法律、条例等に違反し、又はそのおそれがあると町長が認めたとき。

（3）　ネーミングライツパートナーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。

（4）　その他ネーミングライツ事業に支障があると町長が認めたとき。

2　町長は、前項の規定により契約を解除するときは、嘉手納町ネーミングライツ事業（取消・解除）決定通知書（様式第５号）によりネーミングライツパートナーに通知するものとする。

（契約期間の更新）

第22条　ネーミングライツパートナーは、契約期間の更新を希望する場合は、嘉手納町ネーミングライツ事業更新申込書（様式第６号）に町長が必要と認める書類を添付して、当該契約期間満了の５か月前までに町長に申請しなければならない。

2　前項の申請に係る審査並びに決定及び通知については、第14条及び第15条の規定を準用する。

3　前２項の規定により、契約の更新を決定したときは、当該施設等に係る公募は行わないものとする。

4　町長は、契約期間が満了する日の３か月前までに、前２項による審査の結果を嘉手納町ネーミングライツ事業更新審査結果通知書（様式第７号）により、申請者へ通知するものとする。

（その他）

第23条　この訓令に定めるもののほか、ネーミングライツ事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この訓令は、公表の日から施行する。

様式第１号（第 12 条関係）

年　　月　　日

嘉手納町長　殿

所　在　地
法　人　名
代表者氏名

嘉手納町ネーミングライツ事業申込書

嘉手納町ネーミングライツ事業実施要綱第 12 条の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおりネーミングライツ事業に応募します。

施設等名称		
希望する愛称		
愛称の由来		
希望契約期間		年　　月　　日から 年　　月　　日まで　　年間
ネーミングライツ料 （希望契約金額）		円（年額/税抜）
連絡先	担当部署名	
	役職・氏名	
	電話番号	
	Ｅ－ｍａｉｌ	
誓約事項		１　嘉手納町ネーミングライツ事業実施要綱第９条に規定する各号のいずれにも該当しません。 ２　提出書類の内容は事実に相違ありません。事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して町が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

【添付書類】

(1)　応募者の事業内容がわかるもの
(2)　登記事項証明書(現在事項証明書又は履歴事項証明書)
(3)　直近１事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
(4)　直近１事業年度分の国税及び地方税を滞納していないことを証明する書類
(5)　その他町長が必要と認めるもの

様式第２号（第 12 条関係）

年　　月　　日

嘉手納町長　殿

所　在　地
法　人　名
代表者氏名

嘉手納町ネーミングライツ事業提案書

嘉手納町ネーミングライツ事業実施要綱第 12 条の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおりネーミングライツ事業を提案します。

施設等名称		
希望する愛称		
愛称の由来		
提案理由 施設等の選定理由		
希望契約期間		年　　月　　日から 年　　月　　日まで　　年間
ネーミングライツ料 （希望契約金額）		円（年額/税抜）
連絡先	担当部署名	
	役職・氏名	
	電話番号	
	Ｅ－ｍａｉｌ	
誓約事項		・嘉手納町ネーミングライツ事業実施要綱第９条に規定する各号のいずれにも該当しません。 ・提出書類の内容は事実に相違ありません。事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して町が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

【添付書類】

(1)　応募者の事業内容がわかるもの
(2)　登記事項証明書(現在事項証明書又は履歴事項証明書)
(3)　直近１事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
(4)　直近１事業年度分の国税及び地方税を滞納していないことを証明する書類
(5)　その他町長が必要と認めるもの

様式第３号（第 15 条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

嘉手納町長

嘉手納町ネーミングライツパートナー審査結果通知書

年　　月　　日付けで（　応募　・　提案　）のありましたネーミングライツ事業について、審査の結果、次のとおり決定しましたので、嘉手納町ネーミングライツ事業実施要綱第 15 条第１項の規定により、通知します。

施設等名称			
愛　　称			
決定事項	施設特定型	交渉順位	第　　位
	提案募集型	提案内容	可　・　否
		決定理由	
契約期間		年　　月　　日から 年　　月　　日まで　　年間	
ネーミングライツ料 （契約金額）		円（年額/税抜）	

様式第4号（第20条関係）

年　　月　　日

嘉手納町長　殿

所　在　地
法　人　名
代表者氏名

嘉手納町ネーミングライツ事業契約解除申出書

嘉手納町ネーミングライツ事業実施要綱第20条第1項の規定に基づき、次のとおりネーミングライツ事業の契約解除を申し出ます。

施設等名称	
愛　　称	
契約期間	年　　月　　日から 年　　月　　日まで　　年間
ネーミングライツ料 （契約金額）	円（年額/税抜）
契約解除の理由	

様式第5号（第20条、第21条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

嘉手納町長

嘉手納町ネーミングライツ事業（　取消　・　解除　）決定通知書

次の理由により、ネーミングライツ事業について（　取消　・　解除　）を決定しましたので、嘉手納町ネーミングライツ事業実施要綱第20条第3項又は第21条第2項の規定に基づき通知します。

施設等名称	
愛　　称	
取消・解除　年月日	年　　月　　日
取消・解除理由	

様式第６号（第 22 条関係）

年　　月　　日

嘉手納町長　殿

所　在　地
法　人　名
代表者氏名

嘉手納町ネーミングライツ事業更新申込書

嘉手納町ネーミングライツ事業実施要綱第 22 条第１項の規定に基づき、契約期間の更新について関係書類を添えて、次のとおり申請します。

施設等名称		
愛　　称		
希望契約期間		年　　月　　日から 年　　月　　日まで　　年間
ネーミングライツ料 （希望契約金額）		円（年額/税抜）
連絡先	担当部署名	
	役職・氏名	
	電話番号	
	Ｅ－ｍａｉｌ	
誓約事項		１　嘉手納町ネーミングライツ事業実施要綱第９条に規程する各号のいずれにも該当しません。 ２　提出書類の内容は事実に相違ありません。事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して町が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

【添付書類】

(1)　応募者の事業内容がわかるもの
(2)　登記事項証明書(現在事項証明書又は履歴事項証明書)
(3)　直近１事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
(4)　直近１事業年度分の国税及び地方税を滞納していないことを証明する書類
(5)　その他町長が必要と認めるもの

様式第7号（第22条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

嘉手納町長

嘉手納町ネーミングライツ事業更新審査結果通知書

申請のあった嘉手納町ネーミングライツ事業の更新について、審査の結果、次のとおり決定しましたので、嘉手納町ネーミングライツ事業実施要綱第22条第4項の規定に基づき通知します。

更新する　　・　　更新しない

（更新する場合の内容）

施設等名称	
愛　　称	
希望契約期間	年　　月　　日から 年　　月　　日まで　　年間
ネーミングライツ料 （希望契約金額）	円（年額/税抜）

（更新しない場合の理由）
